お知らせ
農業委員会事務局、農林部（農業政策課・農村整備課・りんご課）は旧上下水道部庁舎で業務を行っています。

農業ひろさき

2017年５月１日　（第135号）
（平成29年５月１日）

編集と発行
弘前市農業委員会
〒036－8217
弘前市大字茂森町40－1
☎（0172）40－7104

青森県りんご黒星病撲滅生産者大会



青森県りんご黒星病撲滅生産者大会が、県、県りんご協会（会長・藤田光男）及び県りんご共同防除連絡協議会（会長・北川精一）主催により、３月16日に市民会館で開催され、生産者や関係機関、行政関係者ら約700人が参加しました。



関係機関・参加者による頑張ろう三唱

大会では、県の青山祐治副知事（知事代理）、藤田会長、北川会長がそれぞれあいさつをしました。関係市町村を代表し葛西憲之市長が、昨年多発した黒星病は、日本一の生産量を誇る青森県のりんごにとって深刻な病害であり、きめ細かな栽培管理のもと、耕種的防除に加え薬剤による徹底した防除作業により、この難局を乗り切り、一日も早く黒星病撲滅を達成していただくよう激励のあいさつをしました。

撲滅に向けた決意表明では、①「園地清掃による越冬菌密度の低下に努めます」②「適期・適量散布を徹底し、高品質なりんごを安定生産します」③「地域一体となって防除体制を強化し、黒星病を撲滅します」と宣言しました。ミスりんご相馬澄佳さんから黒星病撲滅の「のぼり旗」を藤田会長らに進呈し、関係機関・参加者全員で撲滅に向けての頑張ろう三唱で気勢を上げました。大会後半では、「りんご黒星病撲滅に向けて～多発要因と対策～」と題して青森県産業技術センターりんご研究所の荒井所長が講演し、また県農林水産部りんご果樹課から黒星病対策の説明があり、参加者一同は撲滅に向けた決意を新たにしていました。

弘前りんご花まつり



期間：5月6日(土)～14日(日)

場所：弘前市りんご公園(清水富田字寺沢)

りんごの花が可憐に咲き誇る弘前市りんご公園で、土・日曜日を中心にイベント盛りだくさんのりんご花まつりを開催いたします。

ご家族やお友達と是非一緒においでください。

◆週末イベントのご案内

美空ひばり「りんご園の少女パネル展」／地元出身の西尾夕紀モノマネショー／石塚ひろし・田中けいと歌謡ショー／りんご娘ライブ／ゴールデンシードルナイト／３m巨大アップルパイ販売／グルメコーナー／パン＆カフェ／おでかけ動物園ほか

※日により実施するイベントが異なりますので、実施日についてはお問い合わせください。
また、各イベントは天候等により変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。



■問い合わせ先　りんご課施設運営係（旧上下水道部庁舎）
☎４０－７１０５

農業委員会新会長に成田繁則(紙漉沢)を選出



３月24日、前会長の辞任（３月14日付）に伴う、後任の会長等の互選を行い、次のとおり決まりました。

会長には、前会長職務代理者の成田繁則委員（紙漉沢）が、会長職務代理者には、前運営委員の伊藤公正委員（松木平）がそれぞれ指名推選により決まりました。また、新たな運営委員には、前田優考委員が指名推選により決まりました。なお運営委員の木村司委員は継続となり、いずれも任期は平成31年３月31日までとなります。



（左から）
成田繁則会長、伊藤公正会長職務代理者
木村司運営委員、前田優考運営委員

「農業委員会総会」開催

市農業委員会（成田繋則会長）は3月24日、農業委員会総会を、中央公民館岩木館で開催し議案の審議を行いました。

総会では、「農地の所有権移転及び使用収益権設定の許可について」などの議案8件、報告3件の全部が承認されました。



総会後に行われた運営委員会で、会長が農地流動化推進委員長に鳴海忠三郎（前副委員長）を指名しました。

弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金のお知らせ

市では、りんご産業の維持発展に資すると考えられる「新たな」取り組みに対して、補助金を交付します。

労働力の確保や作業の軽減、効率化、高付加価値化などの革新的な取り組みについて募集します。

◆交付対象者　市内に住所を有する2戸以上のりんご生産者で組織する団体、または農地所有適格法人・農業協同組合・認定農業者・認定新規就農者のいずれか。

◆交付対象経費　異業種企業などとの連携等により、りんご産業のイノベーションに資する設備設置や物品購入、システム開発、園地の賃借料及び収量補てんに係る経費、過去に本事業を活用した事業の効果実証及び成果の普及啓発経費など。

◆補助金の額　補助対象経費の2分の1の額または200万円のいずれか少ない額以内の額。ただし、過去に本事業を活用した事業の効果実証及び成果の普及啓発経費の場合は、同事業を活用した者と異なる第三者が行う取り組みに限り、年度内1回まで上限100万円として支給する。

◆申込締切　5月26日（金）

■問い合わせ・申込先

経営戦略部ひろさき未来戦略研究センター（市役所本庁舎）

☎４０－０６３１

果樹経営支援対策事業のお知らせ

りんご園の改植（平成30年春植え）等を行う場合に、一定の要件の下、補助金を交付します。市内に住所を有する人で補助金の活用を希望する場合は、お申し込みください。

◆つがる弘前農協組合員

▷申込先　所属している各支店

■問い合わせ先　つがる弘前農協農業振興課

☎８２－１０５３

◆津軽みらい農協組合員

▷申込先　石川支店

■問い合わせ先　津軽みらい農協石川支店

☎９２－３３１１

◆申込締切（共通）　6月9日（金）

※各農協組合員以外の人は、りんご課生産振興係（☎４０－７１０５）にお問い合わせください。

農作業支援雇用対策事業（スマイルアップ・ルモデル事業）

市では、市内在住のりんご農家が人手不足解消のため、新規に作業員を雇用した場合に、その研修期間に要する賃金に対して補助事業を実施します。所定の書類が必要ですので、活用をお考えの方はご連絡ください。

◆条件

・新規作業員は70歳以下であること。

・無料職業紹介所（ハローワーク等）を通して雇用すること。

※これまでにこの事業を活用して雇用した作業員は対象になりません。

◆補助対象経費

摘果・袋掛け・袋はぎ・葉取り玉回し・収穫の5作業について、各5日間の研修期間中の賃金。交通費を除く。

◆補助金額

2分の1以内（上限は3,000円／日）

◆雇用終了後に用意するもの

領収書（押印のあるもの）、紹介状、通帳、印鑑

※所定の書類に作業月日等を記入していただきます。

※作業員の生年月日と住所を確認してください。

※作業員の住所が市外の場合は、運転免許証または健康保険証等の写しも必要です。

■問い合わせ先　りんご課生産振興係（旧上下水道部庁舎）

☎４０－７１０５



◎りんご農家の方へ

無料職業紹介所に求人登録をしてください。

◎りんご農家で働いてみたい方へ

無料職業紹介所に求職者登録をしてください。

※雇用を開始する前に無料職業紹介所への登録をしていても、紹介所を通さず直接雇用した場合は補助の対象になりません。

「農地・農業用施設災害復旧事業の概要」を作成しました



大雨などによる水田やりんご園、農道や農業用水路などの災害を復旧するための災害復旧事業の概要をまとめた「弘前市の農地・農業用施設災害復旧事業の概要」を作成しました。

農地や農業用施設の災害復旧がどのようにして行われるのか、どのような手続きが必要なのか、市ホームページまたはパンフレットでご確認ください。

◆市ホームページ

トップページ→「くらし」→「救急・消防・防災」→「農地・農業用施設災害復旧事業の概要について」

◆パンフレット配布場所

農村整備課（茂森町・旧上下水道部庁舎1階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所総務課（五所字野沢）、各出張所

◆掲載内容　農地・農業用施設災害復旧事業、災害復旧の申請、現地調査、経費の負担、災害復旧工事などについて

■問い合わせ先　農村整備課（旧上下水道部庁舎）

☎４０－７１０３

春の農作業安全運動実施中

「ストップ農作業事故!!」

平成29年度 市単独補助事業について

市では、下表の補助事業を実施します。下表に記載されている補助事業の活用をお考えの方は、問い合わせ先へご連絡ください。

■問い合わせ先
りんご課（旧上下水道部庁舎）☎４０－７１０５

事業名	事業内容	主な採択基準	補助対象経費	補助率など
りんご農家等直売活動支援事業	２戸以上のりんご農家等で組織する団体または、家族経営協定を締結した家族が自ら生産したりんごをはじめとした果実など（その加工品を含む）を臨時販売所やスーパーなどで自ら販売するための経費に対して補助する。	自ら生産したりんごをはじめとした果実など（その加工品を含む）を自ら販売するための経費であること。ただし、既存の販路となっている店舗のみでの販売や加工品のみの販売等は除く。	直売に要する経費（旅費、消耗品費、土地や店舗等の使用料・賃借料など）	１/２以内 （上限15万円）
りんご凍霜害防止体制確立事業	降霜被害の防止による一層の安定生産を目的に、降霜地帯のりんご生産者団体が行う燃焼資材または散布剤の導入に要する経費に対し補助する。	市内に住所を有する３戸以上の農業者で組織する団体であること。	燃焼資材購入費 散布剤購入費	１/３以内 燃焼資材 （上限7,000円/10ｱｰﾙ） 散布剤 （上限600円/10ｱｰﾙ）
りんご園防風網張替事業	気象災害からの恒常的な防護策として、果樹共済加入者を対象に防風網の張り替えに要する経費に対し補助する。	果樹共済加入者であること。 市税等の滞納がないこと。	防風網の張替経費	１/３ （上限2,000円/ﾒｰﾄﾙ）
果樹共済加入促進対策事業	気象災害等による減収を補てんする果樹共済への加入を促進するため、加入掛金に対して補助する。	農業者及び農業者団体であること。	果樹共済加入掛金	下欄へ

補助率		
	総合方式　（一般、短縮）加入掛金	30％以内
	特定危険方式３点（風＋ひょう＋霜）加入掛金	20％以内
	特定危険方式２点（風＋ひょう）加入掛金	10％以内
	特定危険方式１点（風、ひょう、霜のいずれか）加入掛金	10％以内

☆平成30年産総合一般方式☆

りんご共済「オールリスク型補償」



近年続く異常気象に備えて 申込受付開始

◆**対象となる災害**　風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、凍霜害、冷害、雷害、地震の害、噴火の害、病害、虫害、鳥害、獣害、その他の気象上の原因による災害
◆**対象となる被害割合**　３割以上の被害から共済金が支払われます。
◆**補償期間**　花芽の形成期（７月）から翌年の収穫期までの約１年半
◆**農家負担額と補償額**　申込は箱数単位となります。
※農家負担額は１箱およそ103円：「ふじ」の場合
（負担額は品種によって異なります。）
※補償額は最高で１箱およそ2,660円：「ふじ」の場合
（品種によって異なります。）
○国が掛金の半分をあらかじめ負担！
○防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引！
★加入を検討している方や、内容を詳しく知りたい方は下記までお問い合わせください。
◆**申込締切**　平成29年７月５日（水）
■**問い合わせ先**　ひろさき広域農業共済組合果樹課
☎２８－５７００

農地流動化情報

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	665	十面沢字沢田 87－2	田	保全管理	1.71a	交渉次第	貸借も可 10a当たり 2,000円～5,000円
	666	十面沢字沢田 113－3	田	休耕	34.50a		
	671	新里字中平岡 40	田	休耕	0.36a	交渉次第	貸借も可
	672	常盤野字湯段蒭 143－3	畑	休耕	87.29a	交渉次第	貸借も可 10a当たり 2,500円
貸したい	664	黒滝字一ノ松本 77－23外１筆	畑	休耕	58.15a	10a当たり 4,000円～5,000円	
	667	葛原字大柳271 外１筆	田	休耕	42.56a	10a当たり 8,000円	
	668	葛原字茂上 389－417外１筆	畑	休耕	56.42a	10a当たり 3,000円	
	669	百沢字東岩木山 246－１外２筆	畑	休耕	29.62a	10a当たり 1,000円	
	670	大森字草薙 240－4	畑	休耕	10.74a	10a当たり 4,000円	

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。

■取扱窓口及び問い合わせ先
①農業委員会農地係（旧上下水道部庁舎）☎４０－７１０４
②農業委員会岩木分室（岩木庁舎１階）☎８２－３１１１内線６１１
③農業委員会相馬分室（相馬庁舎１階）☎８４－２１１１内線８０５

地籍調査



『地籍』は土地の『戸籍』です！

「地籍調査」は、土地登記の単位である「筆」ごとに、所有者・地番・地目及び境界の調査と測量を行い、「地籍図」や「地籍簿」を作成する事業です。

皆さんの財産である土地の保全に万全を期するため、調査にご協力をお願いします。

◆土地所有者へのお願い

①あらかじめ隣接する土地の所有者と土地の境界を確認しておいてください。

②土地の境界が雑草などで確認しにくい場所は、刈り払いを行うなど明らかにしておいてください。

③立会いの通知は登記名義人に送付しますので、売買などがあり、まだ登記の済んでいない場合は、なるべく早く手続きをしておいてください。

◆平成29年度地籍調査

実施予定地……清水富田字寺沢

◆調査面積…0.51平方キロメートル（51ヘクタール）

■問い合わせ先

農村整備課地籍調査係（旧上下水道部庁舎）

☎４０－７１０３

地籍調査の進め方

5月中旬	**◎説明会の開催※** 地元の集会所等で地籍調査の説明を行います。
6月中旬から	**◎現地調査の開始** ○立会通知書（はがき）の送付 ［現地調査の対象地や立会いの日程、集合場所が記載されています。］ ○現地調査※ ［立会通知書に記載された日時・場所へ集合し、関係者で境界の確認をします。］
7月以降	**◎現地測量の実施** 現地調査後、市から受託した測量業者が調査結果をもとに現地の測量を行い、地籍図・地籍簿を作成します。
翌年 2月中旬から 3月上旬	**◎作成した地籍図・地籍簿の閲覧※** ○土地所有者に地籍図と地籍簿を地元の集会所・農村整備課で確認していただきます。 **（閲覧期間は、20日間を予定しています。）** ↓ **◎県の確認と法務局への送付** 閲覧の結果、異議がなければ県の確認・審査を受けた後、法務局へ送付されます。 ↓ 県の確認・審査を受けた地籍図・地籍簿に基づき、これまでの公図・登記簿は訂正され、新たな公図・登記簿として法務局へ備え付けられます。
新たな公図・登記簿の備え付けには、閲覧から概ね一年ほどの期間がかかります。	

「※」印の箇所

大事な財産に係ることですので、原則として本人の参加・立会・確認をお願いしていますが、困難な場合には代理人でも可能です。

ハンターの有害鳥獣駆除の活動にご協力を

農作物等に被害を与える鳥獣を駆除するハンターがいることを知っていますか？

ハンターは、農作物等の被害を防ぐため、必要な手続きをしたうえで、銃器やわなによる有害鳥獣の捕獲をしています。

市の有害鳥獣駆除に協力しているハンターは、右の写真にあるような腕章を身に付けています。

ハンターは事故を起こさないように細心の注意を払って捕獲を行っていますので、ハンターの捕獲活動に対してのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先　農業政策課農産係（旧上下水道部庁舎）　☎４０－７１０２



農業用用排水路の「水利権放棄届」の提出について

個人や水利組合などの水路管理者が機能管理している用排水路で、都市化の進展により、水田などの受益地がなくなった水路については、「公共用財産の水利権放棄届」を提出することで、水路の管理を市に引き継ぐことができます。

詳しい手続きについては、下記へお問い合わせください。

なお、土地改良区が管理している用排水路については、土地改良区へおたずねください。

■問い合わせ先　農村整備課管理係（旧上下水道部庁舎）
☎４０－７１０３

有料広告　有料広告